

被保険者の皆さま（資格確認書交付対象の方）

沖電気工業健康保険組合

## 資格確認書の交付について

平素は、沖電気工業健康保険組合の事業にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申しあげます。さて、2025年12月2日以降、現在お持ちの当健康保険組合が発行した「健康保険証(青色)」または有効期限が「令和7年12月1日」の「資格確認書(橙色)」は使用できなくなります。つきましては、「マイナンバーカードを取得していない方」「マイナンバーカードを保険証として利用登録していない方」に「資格確認書」を交付いたしますので、下記の内容に従ってご対応ください。

記

### 1. 資格確認書について

有効期限が「令和11年12月1日」までの「資格確認書」を交付いたします。

#### 交付対象者

被保険者、被扶養者で以下のどちらかに該当する方に「資格確認書」を交付します。

- ・マイナンバーカードを取得していない方
  - ・マイナンバーカードを保険証として利用登録していない方
- 以下の方には「資格確認書」は交付しません。
- ・マイナ保険証を利用登録している方

印字されている、**氏名・フリガナ・性別・生年月日**が正しいか確認してください。

違っている場合は「3. お問い合わせ先」にご連絡願います。

**同封のリーフレット「ジェネリックを使ってみませんか」に貼りつけてある  
「ジェネリックシール」を「資格確認書」に貼りつけてください。**



②氏名・フリガナ・性別・生年月日か確が正しいか確認してください。

【裏面に続く】

2. 現在お持ちの健康保険証または資格確認書（有効期限：令和7年12月1日）について  
今回交付した有効期限が「令和11年12月1日」までの新しい「資格確認書」がお手元に届いた以降は、「健康保険証（青色）」または有効期限が「令和7年12月1日」の「資格確認書（橙色）」は使用しないでください。

「健康保険証（青色）」または有効期限が「令和7年12月1日」の「資格確認書（橙色）」は、回収しませんので、個人情報保護に留意し、ご自身で細かく切り刻んでから破棄してください。（厚生労働省の特例措置）

### 3. 問い合わせ先

氏名等の基本情報が違っている場合、ご質問がある場合は、下記OKI健保ホームページからご連絡ください。

インターネットホームページ問い合わせ

<https://www.oki-kenpo.or.jp/about/about.shtml>



QRコード

イントラネットホームページ問い合わせ

<http://www-kmp.oii.oki.co.jp/asp/inquiry/index.asp>

以上